上場申請のための四半期報告書

（第27期第１四半期）

自　2022年４月１日
至　2022年６月30日

スカイマーク株式会社

東京都大田区羽田空港三丁目５番10号

目　　次

表　紙

第一部　企業情報 …… 2
　第１　企業の概況 …… 2
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 2
　　２　事業の内容 …… 2
　第２　事業の状況 …… 3
　　１　事業等のリスク …… 3
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 3
　　３　経営上の重要な契約等 …… 4
　第３　提出会社の状況 …… 5
　　１　株式等の状況 …… 5
　　(1) 株式の総数等 …… 5
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 5
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 5
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 5
　　(5) 大株主の状況 …… 5
　　(6) 議決権の状況 …… 6
　　２　役員の状況 …… 7
　第４　経理の状況 …… 8
　　１　四半期財務諸表 …… 9
　　(1) 四半期貸借対照表 …… 9
　　(2) 四半期損益計算書 …… 10
　　第１四半期累計期間
　　２　その他 …… 13
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 14

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　山道 裕己　殿
【提出日】	2022年11月10日
【四半期会計期間】	第27期第１四半期（自　2022年４月１日　至　2022年６月30日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　洞　駿
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番10号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　　田上　馨
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番10号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　　田上　馨

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第27期 第１四半期 累計期間
会計期間		自 2022年４月１日 至 2022年６月30日
事業収益	（百万円）	16,277
経常損失（△）	（百万円）	△640
四半期（当期）純損失（△）	（百万円）	△1,403
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	－
純資産額	（百万円）	8,954
総資産額	（百万円）	101,872
１株当たり四半期（当期）純損失（△）	（円）	△29.69
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	－
１株当たり配当額	（円）	－
自己資本比率	（%）	8.8

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は持分法を適用する関連会社がないため、記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、１株当たり四半期（当期）純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期累計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はありません。

当社は引き続き新型コロナウイルス感染症により業績に大きな影響を受けております。国内ではワクチンの第３回目の接種や新薬の開発等が進んでいるものの、感染者数の減少に歯止めがかかるなど不透明な状況が継続しているため、業績への影響を最小化すべく次のとおり取り組んでおります。

①　手元資金の確保

・間接金融による既存借入金の継続及び追加借入等の検討

・公租公課等の支払猶予制度の活用

②　収支改善に向けた緊急対応策

・需要予測に応じた機動的な生産調整による変動費の削減

・チャーター便運航による収益拡大

・役員報酬の一部返上

・賃料等の固定費の減額交渉の実施

・管理可能費の徹底的な削減

当第１四半期会計期間においては継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況にありますが、当社としましては上記の施策を実施するとともに、金融機関とも密に連携を取り手元資金の確保を図っていることに加え、各種行動制限の解除を受けて旅客需要が回復し業績も急速に改善してきていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第１四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年四半期累計期間との比較分析を行っておりません。

（１）経営成績の状況

当第１四半期累計期間における経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、急激な円安による為替相場の変動や、ロシア・ウクライナ問題に起因する資源価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況となりました。

航空業界は、こうした社会情勢に大きく影響を受け、移動需要が大きく増減する状況が続きましたが、ワクチン接種の進展等により、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる観光などの移動需要は回復基調をたどっております。

移動需要が激しく変化する中、当社としては適切に需要動向を図り、予約動向の分析や感染状況の見極めに努めた他、変動費を抑制するため行動制限の影響が残る４月は、12.8%の減便を行いました。５月以降は需要が顕著に回復してきたため、減便率を５月で6.9%、６月5.8%と低減させ、収益拡大に努めました。一方で３年ぶりとなった緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの行動制限がないゴールデンウィーク期間（2022年４月29日～５月８日）は、羽田発着の３路線で計54便の臨時便を設定したこともあり、旅客数は前年同期比57.8%増の約18万人となりました。

上記のような各種対策を講じた結果、当社の第１四半期平均の搭乗率は60.4%で、コロナ禍で大きく落ち込んでいた前年同期比で23.7ポイント増となり、力強い回復となりました。

足許では、急速な移動需要の回復と夏休み期間の需要確保に向けて、７・８月は２年５カ月ぶりとなる全便運航を予定しているほか、特別セールや特別塗装機を使ったキャンペーンを実施し、強さを戻し始めている移動需要の取り込みに努めて参ります。

（運航体制等の状況）

こうした旅客需要の減衰の波動に対応すべく、当社においては機動的に運航便数の調整を行い、変動費の抑制に努めました。

各月における減便率は下記のとおりです。

	４月	５月	６月
国内線	12.8%	6.9%	5.8%

（事業収益及び営業費用の状況）

当第１四半期累計期間においては、有償旅客数は1,353,177名、事業収益は16,277百万円となりました。事業費につきましては、航空機リース料、航空機重整備費等の増加により17,238百万円となり、当第１四半期累計期間における営業損失は2,243百万円、経常損失は640百万円、四半期純損失は1,403百万円となりました。

（２）財政状態の分析

当第１四半期会計期間末の資産合計は101,872百万円となり、前事業年度末に比べ8,313百万円増加しました。これは主に長期預け金の増加4,669百万円、前払費用の増加2,376百万円によるものです。負債合計は92,917百万円となり、前事業年度末に比べ8,658百万円増加しました。これは主に契約負債の増加6,360百万円、定期整備引当金の増加3,368百万円によるものです。純資産合計は8,954百万円となり、前事業年度末に比べ344百万円減少しました。これは主に資本剰余金の減少6,815百万円、利益剰余金の増加5,411百万円によるものです。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（2022年６月30日）	提出日現在発行数（株）（2022年11月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,286,000	47,286,000	非上場	単元株式数100株
計	47,286,000	47,286,000	―	―

（注）当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2022年４月１日～2022年６月30日	―	47,286,000	―	100	―	―

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	（普通株式）47,285,800	472,858	－
単元未満株式	（普通株式）200	－	－
発行済株式総数	47,286,000	－	－
総株主の議決権	－	472,858	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、第１四半期会計期間（2022年４月１日から2022年６月30日まで）及び第１四半期累計期間（2022年４月１日から2022年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期会計期間 （2022年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,703
営業未収入金	4,892
貯蔵品	22
前払費用	5,895
未収入金	1,437
その他	7,796
流動資産合計	28,746
固定資産	
有形固定資産	
航空機材（純額）	12,396
その他（純額）	2,586
有形固定資産合計	14,982
無形固定資産	929
投資その他の資産	
長期預け金	35,451
敷金及び保証金	3,510
長期前払費用	218
繰延税金資産	16,235
その他	1,798
投資その他の資産合計	57,213
固定資産合計	73,125
資産合計	101,872
負債の部	
流動負債	
短期借入金	※32,000
営業未払金	5,284
未払法人税等	8
定期整備引当金	13,147
契約負債	13,025
その他	4,663
流動負債合計	68,128
固定負債	
長期借入金	3,000
定期整備引当金	17,006
返還整備引当金	3,422
資産除去債務	434
その他	925
固定負債合計	24,789
負債合計	92,917
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	4,084
利益剰余金	△1,403
株主資本合計	2,780
評価・換算差額等	
繰延ヘッジ損益	6,173
評価・換算差額等合計	6,173
純資産合計	8,954
負債純資産合計	101,872

（２）【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

（単位：百万円）

	当第１四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年６月30日）
事業収益	16,277
事業費	17,238
事業総損失（△）	△960
販売費及び一般管理費	1,282
営業損失（△）	△2,243
営業外収益	
違約金収入	109
助成金収入	70
為替差益	1,498
その他	55
営業外収益合計	1,733
営業外費用	
支払利息	126
支払手数料	3
その他	2
営業外費用合計	131
経常損失（△）	△640
特別損失	
減損損失	753
特別損失合計	753
税引前四半期純損失（△）	△1,394
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等調整額	0
法人税等合計	9
四半期純損失（△）	△1,403

【注記事項】

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる当第１四半期累計期間の四半期財務諸表に与える重要な影響はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

当第１四半期累計期間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や収束時期等を含む会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

（四半期貸借対照表関係）

※当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の更なる影響拡大に備えるため、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行をアレンジャーとしたコミットメントライン契約を締結しております。

当第１四半期会計期間におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当第１四半期会計期間 （2022年６月30日）
コミットメントラインの総額	2,000　百万円
借入実行残高	2,000
差引額	－

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年６月30日）
減価償却費	600百万円

（株主資本等関係）

当第１四半期累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年６月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、2022年６月27日開催の定時株主総会において、欠損填補を目的とするその他資本剰余金の減少及び剰余金の処分について決議いたしました。この結果、その他資本剰余金6,815百万円を減少し、この減少額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行いました。

なお、これによる株主資本の合計額への影響はありません。

（セグメント情報）

当第１四半期累計期間（自　2022年４月１日　至　2022年６月30日）

当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	事業セグメント（航空事業）
	当第１四半期累計期間 （自　2022年4月１日 至　2022年6月30日）
航空事業収入	15,871
貨物運送収入	9
附帯事業収入	396
合計	16,277

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年６月30日）
１株当たり四半期純損失（△）	△29円69銭
（算定上の基礎）	
四半期純損失（△）（百万円）	△1,403
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る四半期純損失（△）（百万円）	△1,403
普通株式の期中平均株式数（株）	47,286,000

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、１株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月10日

スカイマーク株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小城一英

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萬政広

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の第1四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スカイマーク株式会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上